

東海能楽研究会 年報

本会初代代表 寛鑛一先生のご逝去を悼む

東海能楽研究会が発足以来長年代表を務めてくださった寛鑛一先生(大倉流大鼓方)が、昨平成二十五年八月三十日、肺気腫のために逝去されました。享年八十三歳でした。謹んでご冥福をお祈りいたします。



寛先生は、散在していた明治以降の東海地域の能・狂言資料を、早くから丹念に収集されていました。その膨大な資料を整理し、一般に公開したいという先生の強い思いと、それに賛同した人たちによって、平成六年、東海能楽研究会が設立されました。

その成果はすぐに表れ、『東海能楽年鑑 平成五年版』(平成六年)、『東海地域能楽番組一覧 明治元年〜昭和二十六年』(平成九年)、『近代名古屋の能楽を支えた人々』全三冊(平成十三年)の刊行という形で、着実に結実していきました。

研究例会は二ヶ月おきに開催され、会員それぞれの研鑽を大

きく促すことになりました。その成果は毎年刊行している『年報』に示されています。

また、先生は、能楽のみならず他の諸芸能も含むこの地域の伝統芸能の復興を企図して、入場無料の「伝統芸能上演会」を開催され、平成十二年以来毎年続けてられました。その経費のために、毎回多大な自費を投入されたのは頭が下がる思いです。とくに平成十四年には復曲能「龍之口」の上演を実現され、まさに快挙というべき実績を示されました。

先生のこれらのご功績のおかげで、本研究会は平成十五年、愛知県芸術文化選奨文化賞を授与されるという栄誉に輝きました。その受賞記念と設立十周年を記念して『東海能楽研究会十周年記念論集』を発刊しましたが、それも寛先生のご提案によるものでした。

さらにその三年後の平成十八年には法政大学主催第十七回催花賞を、本会名義で受賞すると

いう栄誉が重なり、このときも『催花賞受賞記念論文集』を刊行しました。両論文集とも、賞金をそのために当てるといふ寛先生の方針を受け入れて実現したものです。

自らの意志で本会代表を退かれた後も能楽資料に対する先生の情熱は変わりませんでした。それは、大阪の観世流シテ方下田益三・雄三氏旧蔵資料の寄贈を受け、自宅に「下田文庫」を開設されたことに象徴されると言えるでしょう。その文庫目録を整備して一般に公開するといふ見識は見事でした。

さらには、自宅の離れを改修して、無償の「こども能楽教室」稽古場を開かれ、能楽を次代に継承するという情熱も示されました。

本会のために尽力された先生の多大なご功績は筆舌に尽くせません。先生、本当にありがとうございました。遺された私たちの悲しみは癒えませんが、先生の遺志を継いで、この会がさらに発展していくよう努めることを誓って哀悼の意いたします。

平成二十六年三月
東海能楽研究会代表 林 和利

寛鑛一先生による

能楽研究・保存活動

- 平成6年(1994)
 - 7月 東海能楽研究会発足
 - 10月28日 『東海能楽年鑑 平成5年版』刊行
- 平成7年(1995)
 - 5月21日 東海能楽研究会例会第1回(於名古屋女子大学)
- 平成9年(1997)
 - 7月 『東海地域能楽番組一覧』刊行
 - 12月 大倉三忠氏蔵書調査(尾張藩演能記録「能囃子組」など)
- 平成12年(2000)
 - 8月10日 第1回「伝統芸能上演会」(伝統芸能を次世代につなげるために)
 - 3月 愛知県芸術文化選奨受賞
 - 7月 『近代名古屋の能楽を支えた人々』刊行
- 平成13年(2001)
 - 9月12日 復曲能「龍之口」上演(午前首題 午後 名古屋能楽堂)
- 平成15年(2003)
 - 2月21日 愛知県芸術文化選奨文化賞受賞
- 平成17年(2005)
 - 2月 『東海能楽研究会十周年記念論集』刊行
- 平成18年(2006)
 - 1月13日 法政大学能楽研究所 第17回催花賞受賞
- 平成19年(2007)
 - 3月31日 『催花賞受賞記念論文集』刊行
- 平成20年(2008)
 - 3月 鬼頭嘉男氏資料調査(平成24年1月「ホット・マインド」名古屋の宝生流能楽師 鬼頭嘉男が受け継いだもの「長田若子著」刊行)
- 平成23年(2011)
 - 1月20日 『能楽を愛好した人々の思い出』刊行
- 平成24年(2012)
 - 5月28日 豊橋安海熊野神社「能楽と庖刀式奉納」(東海能楽研究会・豊橋支部・浅川直三郎基金)
 - 5月 下田益三氏・下田雄三氏蔵書調査
 - 1月 名古屋能楽堂展示室平成企画展「下田益三氏蔵書展」(貴書に学び、稀書と遊ぶ) (23年12月28日〜24年1月30日)
 - 1月8日 下田文庫設立記念「伝統芸能上演会」(伝統芸能を次世代につなげるために)
 - 11月18日 下田文庫開き(寛先生宅)

「楊貴妃」の世界 「倭謡察形子」の註釈を手がかりにして――

橋場 夕佳

筆者はこのところ、『宝生流謡倭謡察形子』を読む研究会「倭謡会」において、能「楊貴妃」を読む機会を得た。同研究会は、もとは世阿弥の芸術論書である『世子六十以後申楽談儀』を読む会であったが、『申楽談儀』を読み終え、現在は謡曲注釈書『宝生流謡倭謡察形子』を中心資料として輪読し、能の作品研究を目的としている。ここでは、同註釈書を通して「楊貴妃」の詞章を読み、気がついたことを書いておきたい。

江戸時代中期の俳人・堀麦水「一七二八／＼三」が著した『倭謡察形子』（以下、『察形子』）は、これを世に紹介した野々村戒三氏に「古今の謡曲注釈書中の白眉」と評される好著として知られる。同書の「白眉」たる所以はどこにあるのか。それは、野々村氏によっても解説されているが、『鴻山文庫蔵能楽資料解題 中』の「謡曲の表現技法や文芸性の指摘に力を注いだ簡潔な註釈」という評価は、『察形子』の特性を的確に捉えている。『謡曲拾葉抄』や『謡言粗志』など、他の注釈書が謡曲詞章の典拠を詳らかにす

ることに注力し、膨大な文献を示すのに比べ、『察形子』の註釈は簡潔そのもので、引用する典拠の書名すら示さない。同書の目的は、その凡例に「只一路謡曲の趣意を知らしめんと欲するの心の外他なし」とあるように、謡曲詞章の解釈を明らかにすることにあるため、詞章に沿い、その言わんとするところが明解になれば、詞章と直接関わらない文献の引用は必要ないのである。筆者が輪読を担当した「楊貴妃」の註釈にも、この『察形子』特有の方針は色濃く表れていたが、そのなかで「羽衣の曲」についての註釈は、同作品の主題やその作品世界を考える手がかりのひとつとなるように思う。

以下では、「楊貴妃」のあらすじを追いつながら、同作品で描かれているものは何かを考えてみたい。玄宗皇帝の命を受け、楊貴妃の魂魄の在りかをたずねて蓬萊宮にたどり着いた方士は貴妃に会う。貴妃は方士に「玉の釵」を与え、それが自分の形見である証に、玄宗と貴妃の間で交わされた二人しか知り得ない比翼連理の私語を明かす。貴妃は、帰ろうとする方士を留め、「玉の釵」を取り返して、かつて玄宗の前で舞った霓裳羽衣の曲を舞おうと言う。ここで、貴妃が方士に改めて玄宗との契りを語るが、その前に「未来永々の流転さらに生死の終りもなし（未来

永劫に続く輪廻に終わりはなし）」とするこの世界で、「生者必滅」の理からは誰も免れ得ないと説く。「われもそのかみは……」と語られ始める貴妃の素性、玄宗との睦言、やがて訪れる別れも「生者必滅」「会者定離」の習いのひとつなのだというように。玄宗と取り交わされた比翼連理の私語は、貴妃の口から二度語られるが、一度目は「玉の釵」の形見の証として、二度目は「生者必滅」「会者定離」の理から逃れられなかった儚い恋の思い出として語られていると言えよう。この後に、貴妃によって「羽衣の曲」が舞われる。「羽衣の曲」はもちろん、玄宗との思い出の霓裳羽衣の曲であるが、「羽衣」は「有為（無常）」でもあると指摘するのは『察形子』の註釈である（同註釈書には「此羽衣ハ有為の心あり」とある）。同じく、この理解を踏んでいるのが、次の『新潮日本古典集成 謡曲集』頭注^四にある訳になるだろう。

霓裳羽衣の曲を久しぶりに今また舞う私の気持ちは、無常をはかなむ物思いで舞うこともできぬほどですが、それをあえて舞う舞袖に君を思う真心ははつきりと表れていることでしょう。

これまで、「楊貴妃」の主題については、「恋慕・哀傷」とする伊藤正義氏（『新潮古典集成 謡曲集』

解題）、「恋慕と懷旧」を主題とし、その主題を支えているのが「現世への強い執着」であるとする天野文雄氏^五などの諸説がある。既に指摘されている恋慕、懷旧、哀傷がこの能の主題であることは間違いない。ただ、貴妃が語る「生者必滅」「会者定離」の理は、この作品の通奏低音であると言えようか。この二つの理が二十五有のいずれの世界においても逃れ得ないものであることは、「上界の諸仙」であった楊貴妃にはわかりきったことであった。必ず別れがあることはわかつてはいるけれども、人を恋い、人との別れを嘆く。そのような「憂き世」であっても、やはり恋しい。「うきよなれども恋しや昔はかなや別れ」は「生者必滅」「会者定離」の理をよくよく知る楊貴妃が語り舞うからこそその主題であろう。

一 現在、同研究会では鴻山文庫蔵本を使っている。以下の引用も同本に拠る。

二 野々村戒三「『寶生流謡倭謡察形子』と其の著者」（『能苑日渉』檜書店。昭和十三年）

三 『鴻山文庫蔵能楽資料解題 中』（法政大学能楽研究所編。平成十年）

四 伊藤正義『新潮日本古典集成 謡曲集 下』（新潮社。昭和六十三年）

五 天野文雄「演劇研究の再考」 榊竹

序説―榊竹作品の「趣向」「背景」
「主題」「情調」をめぐる素描的
概観」(『演劇学論集』50号。平成
二十二年)

ソーントン・ワイルダー作

『わが町』と夢幻能

三苦 佳子

「夢幻能」という言葉の始まりは、劇の主人公がワキの夢の中に現れてくる能に佐成謙太郎氏がこの言葉をあてた大正十五(一九二六)年と考えられている。このことについては田代慶一郎著『夢幻能』(『夢幻能』という言葉)一九九四年、朝日新聞社)に詳しい。田代氏によれば、その時から夢幻能は、中世の日本に生まれた能という演劇の独自な一様式を示す言葉となる一方、生きた人間のみが登場する『芦刈』や『安宅』などは「現在能」と分類されたのだった。

考えてみれば当然のことだが、このような分類意識は世阿弥の伝書の中には一切認められない。たとえば『三道』の中に「静、村雨松風、百万、浮舟、檜垣の女、小町、かくのごとき女体」とあるように、幽霊である「松風」も我が子を探す母「百万」も、世阿弥は女体の能に一

括している。夢幻能と現在能とは「現代の人間にとってはまったく別次元の世界であるが、世阿弥の時代には死者の住む冥界もわれわれの生きる現世も明確な境界もないまま、どこかで地続きだった」(前掲書11頁)ために、世阿弥以後五百年以上の間に両者は区別されてこなかったと考えられる。

夢幻能と現在能を区別する必要性が生じた理由として田代氏は、西欧近代合理主義が明治以降に輸入されたこと、また、明治から大正期にストリンドベリイ作『ダマスカスへ』『夢幻曲』『幽霊ソナタ』、メーテルリンク作『青い鳥』、モルナール作『リリウム』などが翻訳され「夢幻劇」と呼ばれたことなどを挙げている。

従来より夢幻能の技法が用いられていると考えられてきた現代戯曲の一つに『わが町』がある。『わが町』はアメリカの小説家であり劇作家でもあるソーントン・ワイルダー(一八九七―一九七五年)による一九三八年の作品である(名取栄史「舞台監督の退場 Our Town から The Skin of Our Teeth」『アメリカ演劇(3)』一九八九年、法政大学出版局)。最初に登場する舞台監督役の役者が、観客に向けてわが町グローバーズ・コーナーの紹介を始め、時に劇中人物に扮しながら最後まで劇の進行役を務める。新聞編集

長ウェブ家の長女エミリーと医師ギブス家の長男ジョージを軸に、第一幕は二人が16歳頃の日常生活、第二幕では二人の結婚式の一日の中に、互いの愛に気付いた時の出来事が挿入され、第三幕では産褥熱で死亡したエミリーの葬式の日、他の死者と共に登場したエミリーが一旦幼い時の自分に戻るといふ筋書きである。簡素な舞台装置、幽霊として登場する主人公、案内役としてのワキや地謡の語りを思わせる舞台監督の役に、能との類似点が認められる。

しかしながら後年、ワイルダー本人が「もつと若い時に能を知っていたら良かった」と書いた手紙が発見されたことで、彼が能から直接の影響を受けていなかったことが明らかとなった(Robin G. Wilder & Jackson R. Bryer ed. *The Selected Letters of Thornton Wilder*, Harper Collins, 2008)。

水谷八也氏は、ワイルダーが詳しく能を知らなかったにもかかわらず「死者(霊)の目から生を見る視点」が据えられている点に「わが町」と能との接点が認められると述べている(『ソーントン・ワイルダー戯曲集(1)』「序文」訳註33、新樹社)。このような視点が求められたのはなぜか。水谷氏の言葉に則して言えば、ワイルダーは、現実の世界での個人対個人の対立やそこか

ら生じる葛藤といった横の関係が描かれるだけの芝居や上演法に満足しておらず、宇宙や神など、現実世界を超えた目に見えない世界と個人という縦軸の関係を描こうとした劇作家であったからである(『新国立劇場 わが町』〈<http://www.atre.jp/wagamachi/info/news/20101108/53/>〉)。

世阿弥が今日のように夢幻能と現在能といった区別を必要としなかったのも、人間というものが、生死にかかわらず常に神仏という永遠なるものとつながっており、仏教が示す宇宙観の中に存在しているということを当たり前のことと考えていたからだろう。ワイルダーの場合は、こうした宗教的なあるいは霊的な感性によって明らかにされる世界を「意図的に」舞台に持ち込もうとしたのではなか(Mizutani, H. "The Japanese Reception of Our Town in 1941: Premodernism and Thornton Wilder." In : *Thornton Wilder: New Perspectives*, Northwestern University Press, 2013)。

では、生と死をつなぐ視点が持ち込まれることで何が見えてくるのだろうか。例えば「鵜飼」という能の前半は、殺生禁断の川で鵜を使って漁をして見せしめに殺された男の幽霊が登場する。彼は懺悔の心で罪の原

因となった鶴飼を再現するが、そこでは鶴を使う様子が実に生き生きと演じられることになる。後半は閻魔大王とおぼしき地獄の鬼が登場し、生前何一つ良いことをしなかったが一度だけ旅の僧を泊めたことのあるこの男に慈悲心を認める。そして男が極楽へ送られることになる、闇夜に真如の月が姿を見せる。

死というものを通して人生を振り返る時、富や名声や立身出世などの現世の価値観とは無関係に、その人物が生きた真の価値を浮き彫りにできる。仮にこの世で儚い人生であったとしても、夢幻能ならばその人物の輝きを描き出せるのである。（貴重なご教示を賜りました水谷八也氏に心より御礼を申し上げます。）

室町時代礼法書に登場する武家の能の「故実」

—『宗五大艸紙』の猿楽関係記事から—

飯塚恵理人

室町時代、伊勢家・小笠原家・今川家など「武家」の儀礼をコーディネートする専門職が生まれ、「式楽」として演じられた猿楽・田楽やその役者に対する扱いも「故実」として

礼法書に記されるようになった。既に研究者に知られている資料ではあるが、『宗五大艸紙』（注一）より室町時代から戦国時代当時の申楽・田楽の上演実態と、現在の能との質的な差異が伺われる部分について紹介し、考えてみたい。『宗五大艸紙』については『群書解題』（注二）に、作者は「下総入道宗五すなわち伊勢貞頼」、成立年は「大永八年（一五二八）正月」と書かれている。

この時代、猿楽・田楽が武家で演じられるのは多く身分の高い人を迎えての儀礼における接待であった。礼法書とは儀礼を行う役人の心得であり、猿楽・田楽などでは出勤料を与える方法や金額が重要点である。出勤料を渡す方法について『宗五大艸紙』は下記のように記す。「一 同時猿楽田楽其外遊者に折紙遣候事。亭主よりなれば無是非候。客人より被遣候をば。誰がし殿よりと亭主のきかれ候やうに可申。是故実也。公方様にて御折帑被下候バ。御能はて、うたひ申候時。かならず大夫に被舞候て後。勢州の役に被遣候。大夫御折紙を深く戴き懷中致し候。私さまにても同前。又私にて要脚を持て出候て遣候事も候。それは五百正三百正百正などの時の事也。千正とも候へば折紙に書て遣候。但し千正より内をも折紙に書候事。又大夫に千正惣座へ千正など。折紙二被遣

候事も候し。大夫に五百正。役人により三百正二百正などかはりて。金

仙寺などにて被遣候事も候し。又諸大名へ御成の時ハ萬正被遣候。其時舞台の両に五千正宛つまれ候。五百正づつ両の手に引さぐるやうにこしらへて。大名の内衆器用もよく。随分の仁十人持て被出候。又折帑にて被出候事も候歟。此度承候へば。嶋の公方（義植）様島山式部少輔所へ御成の時。御供衆の末々の人。同名の衆持て出られ候。舞台の両に五千正づつまれ候由承候。不審に存候。同名備中入道瑞笑。たしかに大名内衆随分の仁持て被出置候を座の者楽屋へはこび候由記し置れ候。」（五五九―五六〇頁）となる。儀式によって出勤料の額が違っており、公方の諸大名への御成の時は「萬正」と最も多い。能役者は「猿楽田楽其外遊者」と記され「遊者」に分類されている。彼らは「公方の御成」の場に出る時が、最も収入と名誉を得る機会であったろう。観世座について「一 殿中にてしげき能の時ハ。観世に三千正づつ被下候由候。又被下候はぬ時も候し。又正月松ばやしの時ハしゆらいに万正当日万正被下候し。御台様よりハ御服十被下候。前にしるし候如し。きとしたる時万正被下候。」（五六〇頁）とあり、この時代には観世座に將軍家の「しげき能」や「正月松ばやし」に出る特

権があると考えられていたことが伺われる。

また將軍の邸内においての酒宴の場も「儀式」と考えられる。その場で能が行われることはよくあり、能の後に祝言謡をすることもあった。このことも『宗五大艸紙』に「一 殿中にての御さかもりの事。能御座候へバ。能はて、公方様直にうたへと被仰候。又御相伴衆御供衆の申され候事も候。さ候へば舞台に候座の者てうしをさげて祝言のうたひを申候。さ候へば。やがて大夫罷出候て舞台の中程へ出候てうたひ申候。（中略）大こは入りはなど舞候時。うたひによりて打候。一声舞などはやす事ハ。努々なく候。」（五六二頁）とある。大こ（「太鼓」は「入りは」（「終曲部」）を舞う時だけ曲によって打つものとされており、現在と通じる。また將軍や客が大夫に対して予定されていない能をリクエストすることもあった。これも引用すると、「又能いま一番などハ。公方様直に被仰候事も候。又公家御相伴衆など被申候事も候つる。」（五六二頁）とある。現在と最も異なるのは「能半に何にてもつかはされまじく候。さ候へば。大夫めんをはづして戴き候間。しあはせ大事と申候。」（五六二頁）とあるように、能の最中にシテに物をあげる風習である。これは劇が成り立たなくなるので当時でも「大事」と

意識されたが、日常的にあったからこそ「故実」「心得」として禁止すべきとされたと考えられる。観阿弥・世阿弥が演じた能の環境は、猿楽者に敬意を払い「芸術」として能を「鑑賞」したのではなく酒宴の場の「座興」として能を楽しんだ環境であったことを、時代の下った戦国時代の記述ではあるが『宗五大艸紙』は伝えている。

なお將軍の邸内で能をする時に近江猿楽の者と田楽の者が白洲に伺候して能を誉める係を勤め、それに対して下され物があつたことが『宗五大艸紙』の「一 殿中にて能させられ候時ハ。必近江猿楽兩人。田楽二三人。御前の通の御えんの下のしらすに敷皮を敷て祇候致候而能をほめ申候。正月松ばやしの時は。各一重被下候。」(五六一頁)にある。同業の大和猿楽の他座ではなく、なぜ異ジャンルの近江猿楽や田楽の役者が能を褒めるのかは今後検討すべきであろう。

注一 『群書類従 第二十二輯 武家部』塙保己一編纂 続群書類従完成会 昭和五十七年十一月 訂正三版第五刷発行。引用の頁は各引用文の末尾(一)内に記した。

注二 『群書解題 第十六上』 続群書類従完成会編 続群書類従

完成会 昭和三十七年十一月発行 三十三頁

補記

本研究は平成二五年度科学研究費助成基盤研究C「東海地域近世・近代能楽資料の収集・整理とデータベース化」(研究代表者 飯塚恵理人)による成果の一部となる。

能の習事上演における幕藩体制からの「雪解け」

米田 真理

明治維新が能楽に及ぼした影響の大きさは、つとに知られるところである。幕府や大名家のお抱え役者は経済的に困窮し、断絶した家すらあつた。その一方で、維新期の演能には、幕藩時代には考えられなかった明るい兆しが見られる。

廃藩置県の翌年である明治四年八月二十一日のこと。名古屋の狂言師・早川幸一舞台での演能に、喜多文十郎が出演した。演目は『石橋』と、『猩々』壺置二人ノ出。いずれも、重い習事である。

文十郎は彦根藩お抱え役者・喜多織衛家の六代目で、嘉永七年四月に当主を継いだ。だが、明治維新にともない、慶応四年閏四月三日、他の

お抱え役者とともに「歩行」に移籍となり、翌年解雇された。ちなみに、文十郎は、明治十七年、喜多宗家の十四代目六平太能心が十一歳で家元を継承するにあたり、「補助」の立場を勤めた重鎮である(表章氏『喜多流の成立と展開』)。

さて、早川舞台での記録は個人蔵の太鼓伝書に見られるもので、明治四年から六年の間に習事の相伝を書き留めたり、見聞したりした演出を書き留めている。例えば、『葛城』の「大和舞」(宝生流)や、『絵馬』の「女体」(金剛流)といった小書演出が見られる。

喜多文十郎の上演記録もそのひとつで、『猩々』については次のように記されている。

明治四年末八月廿一日、於早川舞台、喜多文十郎親子ニテ《猩々》「壺置二人ノ出」相勤申候。工合(※)殊之外能出来候。(※注「工合」とは「具合」のことか)

呂掛リ打方、初段後二段めヨリ位ツメ、夫ヨリ呂掛リニテ、森田流笛之手配之通ニテ申合セ打勤申候事。笛藤田也。

傍線部からは、笛をつとめたのは「藤田」だったが、筆者である太鼓方の役者は「森田流」の笛の手に従って演奏したことが知られる。

『猩々乱』はシテと笛との見計ら

いが重視される。彦根城博物館蔵『能覚書』には、次のように記されている。

一 二人猩々、壺出ス時、初段乱ニかゝる迄ノ笛、手ヲ吹ズ、地斗吹。大方、乱ニかゝる迄ハかんヅツ吹、式ツ目ノかんノ時、乱ニかゝる様ニ舞てよし。りよノ時、乱ニかゝるハあとへ乱しざる二笛ミちかくして、せハしなし、それ故かんかゝる様ニ舞てよし

傍線部には、最初から「りよ(＝呂)」で「かかる」とせわしないと記され、これは前掲の太鼓伝書にて「二段めヨリ位ツメ、夫ヨリ呂掛リ」とあるのと矛盾しない。『能覚書』は、本文の成立は延宝七年と古いものだが、寛政年間以降に彦根で書写され、藩主や喜多織衛家で参照されていた伝書である。シテと笛との見計らいの重要性が見て取れよう。

ここで思い出したいのは、習事を上演する際のシテ方と囃子方の組み合わせが、江戸時代の後期、幕府に提出した書上にしたがい制限されていたことである。『文化年間書上』の「習事相手組」(池内信嘉『能楽盛衰記』所収)において、喜多流は、『石橋』や『道成寺』といった重い習事は森田流だけを相手とするとしていた。結局、藤田流からの訴えにより、この相手組は解消されたのだが、能の上演を制度下に置こうとす

る時代の風潮が見て取れる(拙稿「文化年間の藤田流と習事相手組をめぐる一考察」、『東海能楽研究会 年報』五号。平成十三年)。

そもそも尾張藩は、シテ方五流のうち四流の役者を揃えていたが、その、唯一抱えられていなかったのが喜多流であった。名古屋を本拠地とする囃子方諸流の役者にとっては、喜多流を相手に重い習事をつとめる機会は、なかったのではないだろうか。

同じ日に上演された『石橋』では、囃子方が「石井、福井、八郎、藤田清」だったと記されている。それぞれ、かつて尾張藩のお抱え役者だった石井弥一、福井四郎兵衛、鬼頭八郎、藤田清兵衛を指していると思われるが、これは、重い習事について喜多流との共演を果たした貴重な機会であったといえよう。『習事相手組』のような諸制度に縛られていた旧幕藩時代では、考えられない役者の組み合わせなのだ。喜多文十郎がなぜ名古屋を訪れたのかは明らかでなく、また、ただ一日の二番の上演例にすぎないのだが、これはいわば能楽の自由化、新時代の到来を告げる注目すべき事例といえる。

幕藩制度、ならびに、それに裏打ちされた能楽の諸制度は、長い歴史を通してあまりにもがんにがらめになつていった。明治維新とは、習事を

めぐる体制の瓦解でもあり、同時に、雪解けでもあったといえよう。

*本稿において参照した資料は、寛鈺一先生のご厚意により拝見できたものです。先生から賜った数々の学恩に心より感謝申し上げます。

出目元休満光の生歿年の考察

保田 紹雲

はじめに

世襲面打家・出目元休家第六世満光について没年は嘉永七年寅閏(1854)七月廿二日であるが、享年は不明で、従つて生年も判らない。

すなわち、出目元休家の菩提寺である正源寺(東京都港区高輪二丁目一番四五号)の墓碑銘に「釈元休信士 安政元寅閏七月廿二日」、また、過去帳には安政元甲寅年の所に「釈元休 七月廿二日 出目元休 本所」とあるが享年の記録はない。

なお、安政元年は十一月二十七日に嘉永から改元となったので七月は正確には嘉永七年である。

満光が生前に福井県越前市の安證寺に宛てた自筆の書簡が同寺に残されており、書簡の日付は七月十八日

とあるが、年号は記されていない。

以下は、この書簡の記述内容からこの書簡が書かれた年を考察し、これから満光の享年は四十五歳であること、生年は文化七年(1810)であることを明らかにすることが出来た。以下はその考察の経過を述べる。

満光書簡

『越前安證寺藏満光書簡』(以下、「書簡」と呼ぶ。)の全文は飯塚恵理人稿「越前出目家墓参記」(『相山女学園大学 文化情報学部紀要』第九巻第一号(二〇〇九))に全文の翻刻に写真を添えて掲載されているが、翻刻を再録する。

なお、安證寺の調査行には飯塚恵理人氏に筆者も同行し現地では写真撮影を担当した。

出目元休満光・安證寺宛書簡

一翰呈上仕候 先以秋暑之節 御坐候処 愈御安壯被成御坐珍重御義奉_レ存候 然者打絶 御文通御尋不仕_レ為ニ御無音ニ罷成候 先年己来御出府之節者 寛ニ御會談仕 大慶奉_レ存候 其後一寸御尋ニ可申上候筈之處 遠路幸便無_レ之 此度宜便ニ付 明今御尋申上候 右得_二貴意_一度如是ニ御坐候 恐惶謹言

源介事
出目元休

七月十八日

満光(花押)

出目

安證寺様

参人々 御中

尚々先年御出府ヨリ数年も相立候御事故御歳も御老数之御義と奉察候拙者事も當年四十才ニ相成り 十二ヶ年己前家名之通剃髪仕無事ニ相務居申候 乍_レ憚御安意可被下候 御出府中御宿申候浅草居宅も十ヶ年己前殊之外之近火ニ而 類焼仕 當時至而田舍仕候 夫故歟先々 火事之障 御坐無_レ之大慶ニ相暮し申候

此度幸便之義者 御近村ヨリ江戸表江罷出候人方江妹縁組仕段々貴寺之御事共相尋候処宜ク存居色々貴寺拙家古縁之事杯相咄し申候處出目之段発明いたし候 宜敷有縁相求此度之御文通相調大慶ニ之至御坐候 此后者折々幸便之節御尋可申上候 若御返書等も御坐候ハバ 此翰届ケ人方江御出し被下候ハバ 早々相届き候事ニ御坐候 当時居宅 江戸深川小名木川通り上大嶋村と申處ニ罷居申候

又々福井御坊所御用杯ニ而御出府も御坐候ハバ何分御尋奉_レ侍候 近年者京都大ニ能流行ニ而面細工用多頼有之 六条御殿鷹司様杯ヨリ色々御用も御坐候

當時倅共も二人有之候得共 未幼年
二而有之候間 京都邊罷出候望も御
坐候得共當分者参り兼申候 去年築
地御坊二而も 蓮如様御法事之節
御能も有之候江戸御坊御能之事 此
度珍ら敷御事ニ御坐候御序之節當時
御寺御代々常觀様迄記録ニ相認置候
間 猶又御當住之処御認可被下候常
應様御筆色々持傳居候此度印之為
反古之中老ッ呈上仕候 色々可申上
候筈之処 昨夜縁家江参り候処越前
表一兩日之中便有之候歟 書面出
し候ハバ届ケ申べき咄し出今朝早々
相調便故認申候甚草々ニ而御坐候間
御読分可被下候 若々久々年ふり候
事故不_レ定常觀様御終年ニも御坐候
や

尚又貴寺御当住様何分旧縁之處御同
前ニ相結び申度候間 何分御文通御
願申上候 拙者後世ニ而老年ニモ相
成り候ハバ 京都邊より其御表江
も罷出候事共御坐候御事願居り申
候 先者端書早々迄御免可_レ被_レ下
候 以上

書簡から満光年齢と剃髮年齢

書簡には「拙者事も當年四十才ニ
相成り 十二ヶ年己前家名之通剃髮
仕 無事ニ相勤居申候 乍レ憚御安
意可被下候」とあつて、満光の年齢
が四十歳、剃髮して元休を名乗るよ
うになつたのが二十八歳であつたこ
とが判明する。

子供の記録から書簡の大凡の時期
書簡に「當時倅共も二人有之候得
共 未幼年ニ而も有之候間」とあり、
この倅について東京都港区高輪の正
源寺の過去帳に弟について「万延元
申年（1860）七月二日 釈顯示
出目源助弟重八 廿歳」とある。
これから、手紙にある倅二人の内
兄の方が出目源助で、長じて満守を
名乗つた元休家の最後の人である。
書簡の「倅共も二人有之候得
共 未幼年ニ而も有之候間」とあり、
弟の生まれた時期は、万延元申年
（1860）に廿歳であるから、天
保十二年（1841）生である。
幼年の時期を仮に十歳迄とすれ
ば、書簡は天保十二年（1841）
から嘉永三年（1850）の間に書
かれたものとなる。

蓮如様御法事から書簡の時期

「去年築地御坊ニ而も蓮如様御法
事之節 御能も有之候。江戸御坊御
能之事 此度珍ら敷御事ニ御坐候」
とあることから、書簡の前年に蓮如
の御法事が久方ぶりに御能を催され
るなど大掛りに執り行われている。
蓮如は明応八年（1499）三月
二十日、八十五歳で示寂している。
蓮如の法事が執り行われた時期に
ついて、天保十二年（1841）か
ら嘉永三年（1850）の間に該

当する切の良い年忌の年を考えると、三五〇年忌に当るのが嘉永元年
（1848）であり書簡はその翌年
の嘉永二年（1849）となる。

満光の生年と享年

以上から満光は嘉永二年
（1849）に四十歳であることか
ら、生年は文化七年（1810）で
ある。

満光は安政元寅（1854）閏七
月廿二日歿で享年は四十八歳である。

書簡に「常觀様御終年にも御座候
や」とあるが、安證寺の過去帳で常
觀は弘化四年（1847）三月十三
日没なので、書簡に時期には存命中
である。

満光の歿年「安政元年」について

「はじめに」で記したように満光
の歿年月日は菩提寺の正源寺の墓碑
及び過去帳の双方に安政元甲寅年七
月廿二日とある。

安政元年は十一月二十七日に嘉永
から改元となつたので七月は正確に
は嘉永七年である。

なぜ、これが安政元年と記されて
いるのであろうか。

過去帳はまず「嘉永七年」と年が
記され、その後にその年に亡くなつ
た人を順に、戒名、歿月、俗名、職
などを記している。

嘉永七年十一月二十七日嘉永から

安政に改元すると、過去帳の年号「嘉
永七年」を墨線で消して「安政元年」
と直したのであろう。

墓碑の碑文に刻された最後の年月
日は文久二年八月であることから、
満守によって改刻されたものである
が、満光の戒名を刻んだおり、年号
を過去帳から「安政元年」と刻した
ものではなからうか。

なお、安政大地震は嘉永七年
（1854）六月十五日から嘉永七
年十一月七日にかけて次々と発生し
た伊賀上野地震、安政東海地震、安
政南海地震、豊予海峡地震の総称
で、いずれも嘉永年間地震である
が、地震後の嘉永七年十一月二七日
に「安政」と改元されたため本来「嘉
永大地震」と呼ぶべきであるものが、
「安政大地震」と呼ばれている。改
元は嘉永七年一月一日に遡って「安
政」となされたようにも思われる。

おわりに

世襲面打家元休家は幕府御用達の
職人の家であるが扶持は貰つていな
いため幕府への提出書類など公式な
文書がないので資料となるものが少
ない。

過去帳などにも記録のなかった出
目元休満光の基本データである享
年、生年を彼の書簡から算出して明
らかにすることが出来た。

調査にご協力いただいた福井県安

證寺様、東京都正源寺様、飯塚恵理人氏に御礼を申し上げます。

能楽レコード小考 —付アサヒ蓄音器のいっ

佐藤 和道

一二ヶ月前日蓄、日東で非常な競争をした清元の延寿太夫の如きは緑日のせり呉服屋ではないが、両社で意地になってせり上げた結果、驚くなかれ十万円で大阪の日東にかえられる事になった。左団次の丸橋忠弥も思ひ切った争ひの果、大枚二万円で日蓄の手に帰した。こんな馬鹿なまねをしては、会社の経営など成り立たないと思はれるが、矢張りそこは商売人だ、損を承知で商売するものはない。

〔蓄音機 芸人の争奪戦〕『朝日新聞』大正十四年十一月十五日

右に言う「日蓄」は日本蓄音器商会、「日東」は関西の日東蓄音器である。日蓄は、明治四十年に横浜のホーン商会が設立した日米蓄音器製造株式会社を母体として明治四十三年に創立、「鷲印ニッポホンレコード」を代表レーベルとした。昭和三年一月には英・米コロムビアとの提携によって日本コロムビア蓄音器と

なり、以後は「コロムビア」レーベルを販売した。一方、日東は大正九年大阪に創立し、「燕印ニットレコード」で知られる。この両社は大正から昭和にかけて熾烈な競争を繰り広げた。他社を次々と買収し、トラストを形成しながら事業を拡大する日蓄に対し、日東も対抗するが次第に勢いを失い、昭和十年に太平蓄音器に吸収合併された(倉田喜弘『日本レコード文化史』、渡辺裕『日本文化モダン・ラプソディ』)。

ところで日蓄・日東は多くの能楽レコードを販売している。日蓄については、『大正期SP盤レコード芸能・歌詞・ことば全記録』(大空社、一九九六年)所載の『ニッポホン音譜文句全集』によって大正期の販売状況が判明する。

■大正二年以前(数字はレコード番号)

1330 隅田川 宝生九郎・野口政吉
(藤田多嘉造・三須錦吾・石田清吉)
1331 松風 同
1333 羽衣 宝生九郎(藤田・幸五郎・石田・増見仙太郎)
1334 船弁慶 同
1446 鞍馬天狗 片山九郎三郎・橋岡久太郎
1447 高砂 片山九郎三郎・橋岡久太郎(杉山立枝・大倉喜太郎・高安鬼三)

1448 熊野 同
1449 草紙洗 同
1450 玉葛 同
1451 鶴飼 同
1452 小袖曾我 同
1453 安宅 同
1454 片山九郎三郎(囃子同)
1500 杜若 梅若万三郎(一噌要三郎・三須平司・石田清吉・増見仙太郎)

1501 弱法師 同(太鼓無)
1502 山姥 同
1503 花筐 同(太鼓無)
1504 鉄輪 同(太鼓無)
1505 笠之段 同(太鼓無)
1506 松虫 同(太鼓無)
1507 絃上 同
2082 葵上 梅若六郎(要三郎・平司・石田)
2083 天鼓 同
2085 嵐山 同(太鼓有)

■大正七年

934 一調三井寺 桜間金太郎・三須清志
941 一調八島 同
939-940 融 桜間金太郎
932-933 田村 同
2513 蟻通 宝生新
2514 殺生石 同
2507-2508 駒之段 同
3016-3017 鞍馬天狗 喜多六平太
■大正八年
3026-3027 蟬丸 松本長

3030-3031 松虫 同
3032-3033 鉢木 同

■大正九年

3479-3480 松風 観世喜之
3481-3482 海士 同
3483-3484 羽衣 同

■大正十一年

3485 小督 観世喜之
3487 三井寺 観世喜之

さらに、国会図書館が所蔵する『ニッポホン鷲印レコード総目録』(大正七年・十四年・昭和二年)『日本コロムビアレコード総目録』(昭和三・十五・十七年)及び『ニッポホン月報』によって以下のレコードの存在が知られる。

■大正十四年

15490 鶴亀 生一左兵衛
15563 紅葉狩 同
15667 八島 同
15717 高砂 同

■昭和二年

16044 俊寛 生一左兵衛

■昭和三年

35024 隅田川 梅若万三郎
25025 隅田川・松風 宝生九郎・野口政吉

25040 松虫 松本長

■昭和四年

35036 松風 梅若万三郎
35047 羽衣 同(杉山立枝・大倉宣利・斎田喜一郎・南条秀治)

35055 弱法師 同	27178 老松・田村 観世鏡之丞	5910-5911 呼声 茂山千五郎・茂山真一・武藤達三	田・高木・谷口・森
■昭和五年	27362 高砂・老松 松本長	15490 鶴亀 生一左兵衛	1400 高砂 観世元滋
35056 熊野 梅若万三郎	27464 養老・狸々 観世鏡之丞	15563 紅葉狩 生一左兵衛	1401 羽衣 同
35065 松風切 同(杉山・大倉・斎田)	27576 鶴亀・天鼓 松本長	15717 高砂 生一左兵衛	1403-1404 松風 同
35072 俊寛 梅若万三郎	27763 田村 喜多六平太	17545 熊野 近藤乾三	1431 葵上 同
35084 山姥 同(杉山・大倉・斎田)	35397 高砂 梅若万三郎	17618 勸進帳 松本長	1432 竹生島 同
35103 船弁慶 梅若六郎(杉山・大倉・斎田)	35432 田村 同	35415 北嵯峨・暁 野村万歳 羽衣 喜多六平太	1433-1434 蟬丸 同
35117 天鼓 同(囃子同)	27972 芦刈 笠之段 喜多六平太	無番号 隅田川・松風 高田早苗	1435 鉢木 生一左兵衛
■昭和六年	28266 勸進帳 桜間金太郎	一方、日東については、国会図書館・京都市芸術大学日本伝統音楽研究センター・国立文楽劇場図書室が所蔵する『ニットタイムス』によって大よその販売状況が把握できる(なおニットタイムスは全号が所蔵されていないので左記の年月は管見に入った分の初出)。	1500-1501 景清 観世元滋
26229 桜川 松本長	28592 花筐 梅若景英・梅若武久・小泉進吾	■大正十一年十一月(二巻十一号)	1502 鉄輪 同
26100 松風 近藤乾三	■昭和十二年	28696 葵上 梅若景英	1569 隅田川 生一左兵衛
35136 蟬丸 梅若万三郎	28976 弱法師 山口直知・谷口甚蔵・濱口嘉一郎	28976 弱法師 山口直知・谷口甚蔵・濱口嘉一郎	1678 三井寺 同
■昭和七年	35479 鉢木 梅若万三郎	■昭和十五年	■大正十四年十月(五巻十号)
26628 鶴亀・高砂 観世鏡之丞	33572 羽衣・橋弁慶 東京音楽学校 校邦楽科 宝生九郎指導	33572 羽衣・橋弁慶 東京音楽学校 校邦楽科 宝生九郎指導	1714 杜若・玉葛 生一左兵衛(貞光・高木・青木)
24031 羽衣・船弁慶 宝生九郎・野口政吉	■昭和十七年	33713 養老・放下僧 東京音楽学校 校邦楽科 藤波順三郎指導	■大正十五年一月(六巻一号)
24032 熊野 近藤乾三	33714 鞍馬天狗 東京音楽学校 校邦楽科 宝生九郎指導	33714 鞍馬天狗 東京音楽学校 校邦楽科 宝生九郎指導	1865 熊野 生一左兵衛
24033 勸進帳 松本長	100240 羽衣 船橋信三	100240 羽衣 船橋信三	■大正十五年八月(六巻八号)
27031 小袖曾我 近藤乾三	■昭和十八年	4637-4641 皇軍艦 梅若万三郎・観世鏡之丞	2156 俊寛 生一左兵衛
27114 田村・養老 松本長	■昭和十九年	5904 七つ成子 茂山真一	■昭和二年三月(七巻三号)
24034 八島 同	5905 子の日 茂山千五郎	5905 子の日 茂山千五郎	139 弱法師 桜間金太郎
35151 杜若 梅若六郎(杉山・大倉・斎田)			※しはしd
35268 邦楽傑作集三十一集 早舞			■昭和二年七月(七巻七号)
クワギ 獅子・鞆鼓 一噌又六郎・幸悟朗・川崎利吉・金春惣右衛門			151 熊野・蟬丸 桐谷正治
■昭和八年			■昭和二年九月(七巻九号)
26541 隅田川 松本長			155 羽衣・善知鳥 桐谷正治
26894 羽衣・草紙洗 観世鏡之丞			■昭和二年十二月(七巻十二号)
■昭和九年			175 三井寺・田村 桜間金太郎

3023 船弁慶 観世左近

3104 狸々 栗谷益二郎

■昭和五年六月(十巻八号)

A92-A99 番謡 遊行柳 観世左近

3168 鉢木 桜間金太郎

3290 羽衣 観世左近(一噌又六郎・北村一郎・高安鬼三・金

奉林太郎)

3400 隅田川・八島 桜間金太郎

3588 葵上・狸々 同

3951-3955 番謡 羽衣 観世左近

船弁慶 同

■昭和七年二月(十二巻二号)

3951-3955 羽衣 観世左近

4140-4145 班女 同

4233 船弁慶^{前後之替} 同(一噌・北村・高安・金春)

5208 高砂 栗谷益二郎

5346 松風 同

15003 高砂 観世左近

15004 羽衣 同

15009 葵上 同

15015 羽衣 梅若六郎

20000-20004 富士太鼓 観世左近

20005-20013 鉢木 同

■昭和七年十二月(十二巻十一号)

5878 羽衣 栗谷益二郎

15008 狸々 観世左近

15017 竹生島 同

15019 鉄輪 同

15011 高砂 梅若六郎

15016 熊野 同

15018 狸々 同

15020 山姥 同

■昭和八年九月(十三巻九号)

6048 弱法師 桜間金太郎

6161 熊野・松風 同

15021 鉢木 観世左近

15022 松風 同

15023 小袖曾我 同

■昭和九年三月(十四巻三号)

4277-4281 安達原 観世左近

6228 鶴亀・狸々 佐野友吉

6247 高砂・羽衣 同

6248 小督・鞍馬天狗・竹生島 同

6249 三井寺・融 同

15031-15035 小袖曾我 観世左近

15043-15047 高砂 同

15054-15057 竹生島 同

■昭和十年四月(十五巻四号)

6400 羽衣 桜間金太郎

15048-15053 高砂・天鼓 観世左近

15054-15057 竹生島 同

15064 鶴亀 同

15065-15068 橋弁慶・狸々 同

15075-15079 鞍馬天狗 同

15085-15089 富士太鼓 同

15090-15098 鉢木 同

15099-15104 小督・難波 同

この他に以下のレコードがある。

15110-15115 田村・箴 観世左近

また、「観世流謡曲音譜刊行会」

名義で観世左近による番謡レコ

ド十五種が販売されている。(大正

十五年十二月よりニッソー名義変

更)。

熊野(大正十四年八月)

田村(同年九月)

俊寛(同年十月)

弱法師(同年十二月)

高砂(大正十五年一月)

百万(同年二月)

藤戸・小袖曾我(同年三月〜六月頃)

葵上(同年七月)

小督(同年九月)

通小町(同年十二月)

松風(昭和二年七月)

鉄輪(昭和二年八月)

天鼓(同年九月〜十一月頃)

井筒(同年十二月)

船弁慶(昭和三年八月)

日蓄・日東の出演者(シテ方)を

比較すると、日蓄は片山九郎三郎・

橋岡久太郎・観世鏡之丞・生一左兵

衛・観世喜之・梅若万三郎・梅若六

郎・梅若景英・山口直知・宝生九

郎・松本長・近藤乾三・宝生新・喜

多六平太・桜間金太郎、日東は観世

元滋(左近)・生一左兵衛・梅若六

郎・桜間金太郎・栗谷益二郎・桐谷

政吉・佐野友吉であり、共通するの

は梅若六郎・桜間金太郎・生一左兵

衛の三名に過ぎない。冒頭の引用の

如く両社が競って役者と契約し、差

別化を図ろうとしていたことが窺え

る。また観世流の家元左近が関西の

日東に出演している点も興味深い。

その理由として、日東が番謡のレ

コードを販売したこと、第二に「観梅問題」によって大正十一年に観世流から独立を果たした梅若一門が日蓄に出演していたことが想起される。

一方、名古屋のレコード会社として

では、アサヒ蓄音器商会(ツルレコー

ド)が知られる。同社は、大正十四年

に東区大曾根に設立。社長は中部瓦

斯社長の神野三郎が務めた(『神野

三郎伝』。能楽レコードとしては、国

会図書館に所蔵される『ツルレコー

ド新譜御案内』(昭和五年二月)に

よって、

526 羽衣 井上嘉一郎

2354 船弁慶 長尾庸造(鳴物入)

の二点が確認できる。井上は京都の

観世流井上家九世嘉介、長尾は名古

屋在住の宝生流である。残念ながら

アサヒ蓄音器の能楽レコードで管見

に入ったものはこれだけである。諸

賢の御批正を乞う。

韓国での能の伝説

吳鉉烈(翰林大非專任)

1. 韓国での能の嚆矢

明治三十八年、観世清廉一行が南大門広場で能を舞った。「京釜線開通祝賀能」と諸誌に記されるもので、当時韓国の鉄道会社総裁、古市公威

の働きによるものだった。『朝鮮王朝実録』¹にも両国友誼の功を記念し、古市公威に「勲一等」を与えている。同年七月六日の閣議で韓国併合の方針を決め、七月二十九日、桂・タフト協定を結ぶと、十一月十七日「乙巳條約」という第二次韓日協約が結ばれる。翌年、居留民団法が実施されることから、日本人の生活と活動が本格化するとみていいだろう。つまり日本人が四万余りだった明治三十八年から、毎年二万人超が韓国に移り住み併合の年では十七万を数えることになる。

「京釜線開通祝賀能」を「当地玄人能嚆矢」と書いているから玄人の初めての催しであった。『能楽盛衰記』²にある清廉一行は次のようである。

観世清廉、幸清次郎、小笠原敬信、山階康、津田三一郎、物着一人（以上東京より）片山九郎三郎、大江又三郎、中村伊八郎、田中耕吉、林吉蔵、小寺隼之助、茂山忠三郎、茂山千五郎、茂山久治（以上京都より）大西亮太郎、都保太郎、森田操、大倉喜太郎、大野勘兵衛、橋本熊三郎（以上大阪神戸より）

「渡韓規約」まで作り、規律を維持するほどの大掛かりな行事で、詳細は『能楽盛衰記』の記事を参照さ

れた。ちょうど日露戦争の勝利と重なり、式典も能の舞台も喜ばしい限りの晴れ舞台であったろう。「勝利と聞いた時の嬉しさは天へも昇る心ちで」の雰囲気の中とあって「京釜線開通祝賀能」は在韓日本人の誇りと結束を高め、能会の結成と活動を促すきっかけになったようだ。この催しの意義は徐禎完氏の「植民地朝鮮における能―京釜鉄道開通式典における『国家芸能』能」³に詳しい。

2. 能の会の結成

「京釜線開通祝賀能」から三ヶ月余りが経った九月九日、宝生流の素謡会「五雲会」が結成される。素謡会の嚆矢である「五雲会」の結成については「能楽」明治三十九年十月号（第四巻第十号、p6768）によっておこう。

▲朝鮮京城 韓国京城に於ける謡曲会は去る九月九日重陽の佳節を卜し京城南山倭城台本願寺別荘に於て宝生流素謡会を開催す来会するもの無慮百余名内左記役割の通り催されたり今ま此の会員は当地に於ける文武官の重なるものにして本会を組織せしは専ら田中実氏の尽力なり且つ韓国に於て素謡会は斯会を以て嚆矢とす

安西唯男
枕慈童 田中実

長谷川龜四郎
俊寛 中玄黄

香阪駒太郎
松風 東條英教

宮岡直記
蟬丸 島田志良

黒澤休四郎
船弁慶 和田常市

今回韓国京城に於ける謡曲会を五雲会と名称し左の通り規約を定め来る十月七日其第一回を開催す番組次の如し
(五雲会規約は省略する)

上の名前を国立公文書館近代デジタルライブラリーなどを用いて追跡してみると、「中玄黄」は田中玄黄のことで、後に「漢城外国語学校教授」に就任する⁴。「東條英教」は東條英機の父で、宝生流ワキ方の能楽師の家の者、「島田志良」は文官高等試験合格者一覽第八回に名が見え⁵、明治三十四―三十五年に通信省通信書記、朝鮮総督府宗教課長、『朝鮮王朝実録』にも「特敍勳三等...事務官島田志良」と記さ

れる。「香阪駒太郎」は『欧米派遣法官演述筆記』⁷を記した法務院評定官で、第12回衆議院議員選挙の候補⁸としても確認される。「和田常市」は『在韓成功之九州人』⁹に見え、「東亜日報」に一九二〇年五月九日から五年間ほど京城府協議議員として比較的多くの記事に載る。

京城の「五雲会」の結成に尽力したという田中実は特定できないという。同会は在韓日本人を代表するような著名人で結成されたはずだが、「五雲会」になった背景には東條英教の存在が大きかっただろう。東條英教は明治四十年に中将に昇進し、翌年に後備役となり現役から退いている。そのためか「五雲会」の活動は、明治三十九年十一月四日の京城本願寺別院での謡会一回きりで、後二年間の空白期があり、他方、同四十年釜山で結成された素人会が二回、同四十一年も同じく釜山での二回の記録がみられるだけである。

明治三十九年から四十一年までの細々とした能の会の活動は、明治四十二年には急に十五回を上回り、規則的に行われるようになる。

3. 「京城禁裏能?」

明治四十三年十二月、大江又三郎の他二十名余りの能楽師が韓国に渡って能楽会を開催した。「京城禁裏能」とは勝手につけた名称だが、

最初その中の一日に京福宮内の池「秘苑」で大江又三郎一行が能を舞い、李王が招かれるはずだった。「能楽新報」明治四十三年十二月号（第六十五号、p20）の「能楽師の朝鮮渡航」と題される記事に以下のようにある。

東京及び大阪の国謡社発企となり今回朝鮮、京城、釜山並びに下の関市に於て大能楽会を開催し遠隔の地にある好謡家の宿望を達せしむる由其の一行は大江又三郎同久治郎中村猪八郎田中幸吉茂山千五郎谷口喜三郎曾和鼓堂前川光隆杉次郎助武田市太郎の諸氏其他のシテワキツレ地謡狂言四拍子方各門下を合し二十余名に達し去月廿五日出発したるが予定の番組は「能」三輪清経弱法師羽衣松風葵上鉢木望月小袖曾我船弁慶土蜘蛛等「狂言」佐渡狐伯母酒膏葉練文荷悪太郎居杭不聞座頭等あり、猶去月廿七日下関亀山神社能楽堂に於て開催し三輪辻年中村松風大江谷田葵上矢代田中望月大澤中村狂言佐渡狐尾崎伯母ケ酒茂山不聞座頭中恒ありて非常な盛況なりしと、朝鮮に入りては去る一日李王殿下には一同秘苑（著者注・宮中の池の名）に召して能楽仰宜相成りたる由なる

が詳報を得て更に報ずべし

「李王殿下」とは閔妃の二子の純宗のことである。明治四十三年は韓日併合の年で、「大韓帝国皇帝」も「昌徳宮李王」に降等された年であり、大韓帝国が終わった年でもあった。企画した国謡社の関係者や能楽師らは亡国の李王を前に座らせて圧倒的な能を公演し、日本の威厳を見せたかったであろうか。

記事の通り国謡社の発企で大江又三郎一行は「京城新報」十一月二十三日号¹⁰によると十一月二十五日大阪を出発し、二十七日には下関で演能があった。しかし、釜山での公演記事は見えない。十二月三日に韓国の王を召しての公演があるはずだった。しかし「京城新報」十二月二日号¹¹には「（前略）大能楽団一行二十余名は、四日五日の両日、万千閣に於て演能の都合なるが、予て内談ありたる李王殿下の上覧は三日と決定したる赴なるも、其の時の都合に依りて或はお見合せとなるやも測り知られざれば、万一不幸にも然る事あらば、五日分の番組を三日に繰り上げ開催すべしと（後略）」と書かれ、後の記事も見えないことから当初の記事の予定通りに日程が運ばなかった可能性が大であろう。にもかかわらず、大江又三郎一行の「大能楽会」は韓国の各地で結成された

ばかりの能の会にはいい刺激になったようで、能の会の活動は以前に増して盛んになる。特に平壤での能会の結成と活動は目立って多く行われる。その翌年から昭和十二年までの韓国での能会の活動は毎年二十回から三十回程に安定し、大きな変化は見られない。昭和十三年以降の活動の衰えは戦況の変化に影響されるところと思われる。

4. 韓国での能会活動の傾向

観世清廉一行による「京釜線開通祝賀能」に触発され、在京城有力者の志によって結成された宝生の素人謡会「五雲会」が韓国での素人能会の活動の始まりと言えよう。その後三年間の活動が乏しくなるのは「五雲会」の会員の移動などが原因と思われる。初期「五雲会」は京城南山倭城台本願寺別院¹²で謡会を行ったが、大江又三郎一行の公演後の「五雲会」は有明楼、梅廻舎といった料理店を主な活動の場としている。本願寺別院という場はやはり内密な空間と思われ、有明楼、梅廻舎に集まり謡会をする会員とは違うと思うべきであろう。明治四十三年からは観世、喜多などの他流派の謡会の活動も次第に増えてくる。

一方、在韓日本人社会が安定しつつある頃とあって、明治四十三年以降の謡会の活動は変化がなく特に目

立つ記事も見えない。それは内地同様、韓国の日本人社会の落ち着きを示すのであろう。韓国での能会の活動を鳥瞰してみると、日本人各人の意志を国勢に同調させた時代とあって、その活動が日本の韓国での影響力と比例して動いていた。日本人同士の同質感を確かめ、親睦を深める閉鎖的な活動でもあったと言えよう。そのためか能会に参加した韓国人は極めて少ない。三十年間を通して韓国の参議だった金東完という人物が、初の女性能楽師津村君子を迎えて能を舞った記事が唯一確認されるだけである。殆どの韓国人には能は無縁のもので、能は日本人の間で謡われ舞われるだけで事足りるものであったのだらう。

¹ 「朝鮮王朝実録」49冊、45巻、48章、B面、即位（明治三十八）年十二月二十六日の記事。朝鮮王朝実録ホームページ、ハングル解釈本による。

² 「朝鮮で初ての演能」、『能楽盛衰記』下巻、池内信嘉著 西野春雄解題・年譜・著作年表、東京創元社、平成四年十月発行、p365-370

³ 徐禎完「植民地朝鮮における能」京釜鉄道開通式典における『国家芸能』能、「植民地朝鮮と帝国日本民族・都市・文化」徐禎完・増尾伸一郎編、勉誠出版、平成二十三年二月発行、p34-153

- ⁴ 山中速人「朝鮮『同化政策』と社会学的同化」(「関西学院大学社会学部紀要」、関西学院大学社会学部、昭和五十八年三月発行、p304)では漢城(京城)外国語学校教授教師とも)。韓国教育全般に影響力を持った人物で、普通学校教材の編纂、平壤普通高等学校校長、日本に戻ってからは熊本大学紀要に投稿した文章などの形跡が見られる。
- ⁵ 「日本の歴史学講座」(<http://homepage1.nifty.com/kitabatake/>)の「文官高等試験合格者」一覧より。
- ⁶ 同注1
- ⁷ 「欧米派遣法官演述筆記」、香坂駒太郎等述、司法省総務局、明治三十三年七月発行、p163。国立公文書館近代デジタルライブラリー写真資料による。
- ⁸ 「ザ選挙 第十二回衆議院選挙 山形県米沢市区」(<http://go2senkyo.com/precinct/shugin/yamagata/17713>)より。ホームページ内では「香坂駒太郎」
- ⁹ 『在韓成功之九州人』、高橋刀川著、虎与号書店、明治四十一年五月発行、p88。国立公文書館近代デジタルライブラリー写真資料による。
- ¹⁰ 『明治の能楽』(四)、倉田喜弘編著、国立能楽堂調査養成課編集、平成九年三月発行、p299
- ¹¹ 同注10 p300
- ¹² 今の南山からソウル駅より位

置し、鉄道交通の利用に便利な所である。

「武悪」不奉公の理由

林 和利

狂言「武悪」は、不奉公のゆえに武悪を成敗せよと主人が太郎冠者に命じることから始まる。太刀を与えて武悪を殺しに向かわせるのである。しかし、主人に命を奪われるほどの不奉公とは、いったいどのような罪なのであろうか。現行台本のせりふでは、各流それがまったく明らかでない。

唯一の手がかりは、大藏流の古台本「虎明本」に見える「しがひ」という主人のせりふである。首尾よく武悪を討ったという嘘の報告を受けた主人は、武悪が「われとしがひをするやうなやつ」だったと言う。それが成敗の理由なのであろう。

その「しがひ」に「新開」の字を当て、密かな蓄財の意味に解した小山弘志は、次のように説いた。

この武悪は主の所従でありながら自力で若干の蓄財をしており、それだけの手腕がありまたそれゆえに主に不奉公なので

あった。(「狂言」岩波講座『日本文学史』第五巻、一九五八)

根拠は、現在もへそくりなどの意味で使われる北陸方言の「しんがい」(新開)である。

この説を支持し、中世の歴史資料によって裏付けたのは、佐竹昭広「勝利の歌」(『下克上の文学』筑摩書房、一九六七)だった。新しく切り開かれた「新開」の地は、年貢が課せられず、私有が認められたために「奴隸的生産者層自立の基礎」となる。「経済的身分的上昇を企図しつつあるブアクの態度は、主に対する露骨な反逆であり、最大の不奉公であった」と論じた。

最近、野村萬斎が演じる「武悪」の上演解説を書く機会があった。その原稿で上記学説に触れたところ、萬斎は自説の推論を示し、その当否判定を要望した。

萬斎が用いている和泉流三宅派の台本では、武悪は休んでいる間に「生簀のような所をこしらえておいた」と言う。生簀を造ることが魚の養殖にあたり、それが新事業的なこととならば、やはり主人に対抗する力を蓄えていることになるのではないかというのが萬斎の推論である。

当否判定のポイントは「中世において、生簀を作ることが養殖、蓄財につながるものだったかどうか」と

いう点であろう。その判断をするためには、その道の専門家の説を聞いてみなければならない。

養殖研究所の杉山元彦専門研究員が、日本の淡水魚の養殖の歴史について説明しているサイトがある。それによれば、次のように説かれている。

わが国では紀元前一世紀頃、灌漑のために開かれた池や溝を魚の飼育池として併用したという言い伝えがあり、また、延暦年間(七八二〜八〇六)には、池に蓄えておいた魚を食膳に供したと見られる記述があります。しかし、この時代には、まだ魚を飼うことが「養殖」の形をとるまで至っていなかったと考えられています。

わが国における淡水魚の養殖に関する文献は元和年間(一六一五〜一六二四)の鯉に関する記述が最初とされており、弘化年間(一八四四〜一八四八)には、水田を利用した粗放的な「稻田養鯉」が、また、明治20年頃には流水養鯉と呼ばれる集約的な手法が開発されています。

淡水魚の養殖が資料的に確認できるのは元和年間、すなわち江戸初期

のことだという。通常の認識では、「武悪」の成立は室町時代である。したがって、その時代に養殖が行われたことを文献資料で裏付けるのは難しいという判断になろう。

ただし、資料的に確認できないからといって、まったく行われていなかったとも断定できないし、そもそも「武悪」の成立時期が、厳密には不確定である。

もう一つの問題は、仮に室町時代に養殖が行われていたとして、それが主人に対抗するような蓄財につながるのかどうかという点。一つの産業になりうるほどの規模で養殖がその時代に行われていたとは考えにくい。

しかし、わずかな収入でも、それが内緒の蓄財なら、主人は許せないことだったであろう。養殖までいかなくとも、生簀に飼っていた魚を売ることによる「若干の蓄積」はありえよう。

延暦年間すなわち平安遷都の頃には、池に蓄えておいた魚を食膳に供したと見られる記述があるのだから、それから七百年ほど経った室町時代の生簀は、ある程度改良された技術水準に達していたのではないか。

前掲佐竹論文が引用している遠藤元男「中世手工業の問題」(『日本職人史の研究』雄山閣、一九八五)に

よれば、「一四世紀からの一般的な荘園的土地所有制の解体にともなう独立小農民の形成過程に依じて、多数の手工業者が創出されていった」という。そういう状況のもと、生簀の改良・開発は「手工業」ではないまでも、新しい生業の形成として、この時代にありえたかもしれないと思わせる。

そう考えれば、萬斎の推論も、あながち的外れでないかもしれない。「しがひ」が、従前の学説のような農地の開発によるものではなく、生簀による副収入であった可能性は、可能性のレベルで認めてよいように思われる。

そこで、さらにその方向の考察を進め、「しがひ」という言葉が、直接「魚の飼育」を表す可能性がないか探ってみよう。

たとえば、「かひ」には「飼ひ」を、「し」には「仕」を宛ててみる案はどうだろうか。「仕上げ」「仕打ち」「仕掛け」「仕切り」「仕組み」「仕込み」「仕出し」「仕付け」「仕舞ひ」などの「仕」である。これらはすべて動詞の連体形に続く形の名詞なので、「仕飼ひ」という形もありうることになる。

実際の用例は見出しがたいが、「飼育」の意味の「仕飼ひ」という言葉があってもおかしくないという程度のこととは言えそうである。

平成25年度 例会報告

平成二十五年

四月二十八日(日)

文化のみち二葉館

①「石田元季先生の功績」

林 和利氏

②「石田元季氏と狂言」

野崎 典子氏

③「愛知県立大学附属図書館 石田文庫について」

小谷 成子氏

六月十六日(日)

文化のみち二葉館

「東海能楽研究会平成二十四年度年報」合評会

八月十八日(日)

文化のみち二葉館

「越前出目の謎」

保田 紹雲氏

十月二十七日(日)

朝日カルチャーセンター講座受講

「映像で語る世阿弥」

増田 正造氏

十二月八日(日)

文化のみち二葉館

「近世後期における大垣の町衆と謡曲―谷九太夫と『京観世』―」

米田 真理氏

平成二十六年

三月十五日(日)

故寛 鉦一氏邸

下田益三氏旧蔵『下田文庫』訪問

東海能楽研究会年報 第十八号

二〇一四年(平成二十六) 三月三十一日発行

代表者 林 和利

名古屋女子大学文学部 林研究室

〒461-8507 名古屋市中白区高宮町一三〇二

印刷者 共生印刷(株)